

平成21年度事業報告書

自 平成21年 4月 1日
至 平成22年 3月31日

一般社団法人 日本レコード協会

平成22年5月28日

目 次

[1] レコードの普及に関する事	1
1 . 音楽 CD 再販制度の維持	
2 . パッケージと配信の共生	
3 . 日本音楽の海外展開	
4 . 各種セミナーの開催	
5 . その他	
[2] レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関する事	2
1 . 市場調査、産業統計の充実	
2 . 音楽に関する消費者実態調査の実施	
[3] 録音による芸術文化の保存に関する事	2
1 . 歴史的音源のアーカイブ事業の推進	
2 . 「文化庁芸術祭」への協力	
3 . 「日本プロ音楽録音賞」の共催	
[4] 著作権・著作隣接権等に関する事	3
1 . 違法対策に向けた法改正	
2 . 携帯電話向け違法音楽配信への対策強化	
3 . 違法ファイル交換対策	
4 . エルマークの導入促進	
5 . 改正著作権法第 30 条とエルマークの認知拡大に向けた啓発活動	
6 . 法制度に対する対応	
[5] レコードに関する出版物の刊行等	5
1 . 出版物の刊行	
2 . ホームページの運営	
[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決め ならびに徴収および分配	5
1 . 二次使用料収入の拡大	
2 . 二次使用料の適正な分配	
3 . 送信可能化権管理事業の整備	
[7] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、 金額の取り決めならびに徴収および分配	6

[8] 私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配	6
1 . 私的録音補償金	
2 . 私的録画補償金	
[9] その他	6
1 . 公益法人制度改革への対応	
2 . 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等	
3 . 国内・国外の団体、機関との連携活動	
4 . レコード倫理審査会の開催	
5 . “ISRC” (International Standard Recording Code) の管理機関としての活動	
6 . 福祉・厚生施設へのレコード寄贈	

以上

平成 21 年度事業報告書

平成 21 年度のレコード等の生産実績は、一昨年秋以降の経済不況が大きく影響したことなどにより、前年を下回る結果となった。また、音楽産業成長の最大の阻害要因であるインターネット上の違法音楽配信の蔓延といった深刻な実態や、さらに、権利者の権利の切り下げによる特定の産業振興を目的とした法制度の導入論等に象徴されるように、レコード製作者を取り巻く環境はますます厳しい状況となっている。

平成 21 年度、当協会は、前年度に引き続き『レコード産業の復活を果たす』のスローガンを掲げ、「違法対策の強化」「需要拡大施策の充実・強化」「指定団体業務の推進」「法制度に対する的確な対応」及び「産業広報の強化」等の重点施策を中心に、以下の事業を推進した。

〔事業活動〕

[1] レコードの普及に関すること

1 . 音楽 CD 再販制度の維持

- (1) 会員各社の再販弾力運用の取組みを報告書に取り纏め、3 月に公正取引委員会へ提出するとともに、当協会ホームページで公表した。
- (2) ユーザーサービスの一環として実施しているインターネット廃盤セールを、1 月 15 日から 1 月 29 日の間実施した。

2 . パッケージと配信の共生

- (1) 5 月 12 日に第 1 回、1 月 21 日に第 2 回の授賞式を開催した「CD ショップ大賞」について、店頭展開及び広報展開の支援を行った。第 2 回授賞式は 40 媒体から取材を受けるとともに、店頭展開については主要チェーン店を含む全国 546 店の CD ショップで実施され、新たな顕彰の認知拡大と店頭の活性化に向けた協力を行った。
- (2) 「日本ゴールドディスク大賞」は大幅な見直しを行い、2 月 24 日、記者発表方式にてコンラッド東京で授賞式を開催した。出席アーティストは、アーティスト・オブ・ザ・イヤー受賞の「嵐」を始め計 6 組となった。授賞式の模様等は 190 の媒体で取り上げられ、広告費に換算すると 5 億 6,900 万円の効果となった。
- (3) 「着うたフル®」ウィークリーチャートの公表を 4 月 10 日から開始した。同チャートのランキングは、地上波民放テレビや衛星テレビの番組、携帯電話向けサイトなどで紹介されている。また、公表後もチャートの一層の充実を図るため、集計対象の配信事業者を当初の 5 社から拡大し、2 月からは 14 社の協力を得て運営した。

3 . 日本音楽の海外展開

- (1) 音楽産業・文化振興財団(PROMIC)主催の「東京アジアミュージックマーケット (TAM)」に参画し、12 ケ国から 49 名 (欧米 26 名、アジア 23 名) のバイヤーを招聘した。日本側は 22 社が商談会に参加した。また、TIFFCOM (映像関係の商談会) との連携イベントとして、台湾のヒット映画を題材に「映像の中の音楽の重要性」に関するセミナーを共催した。3 月中旬調査時点の成約件数は、CD パッケージ 253 件、配信 138 件、ライブ出演 29 件、その他完成品輸出等 8 件の実績となった (昨年同期の実績は CD パッケージ 31 件、配信 3 件、ライブ出演 12 件)。

- (2) 海外向けポータルサイト「日本音楽娯楽快線」のアーティスト情報データベースと TAM のホームページを連携させて、TAM 開催前後の海外バイヤーとの情報交換にアーティスト情報を有効利用した。また、「日本音楽娯楽快線」のコンテンツの充実を図り、アーティストのインタビュー動画や会員社のプレスリリースを掲載、これにより月平均ページビュー数が前年比 61% 増となった。
- (3) 中国におけるネット上の違法対策として、RIAJ 北京代表処(北京事務所)から中国の違法サイトに対して直接警告書を送付するスキームを構築し、実験的に 17 サイトに対して警告書送付・削除要請を実施した。この結果、9 サイトの閉鎖または該当ページの削除が確認できた。また、中国における知的財産保護に関する啓発活動として、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)が3月に実施した「ほんと? ホント! フェア」中国版に参画した。北京でのセミナー及びイベント開催により、中国政府及び業界関係者の他、日本の関係省庁からも大きな注目を集めた。

4. 各種セミナーの開催

(1) RIAJ セミナー

会員社及び関係団体対象に7回開催した。

(2) 大学寄付講座

慶応義塾大学及び立教大学で開講した。慶応義塾大学では2回の公開講座を開講し、多数の会員社社員や外部受講者も聴講した。

5. その他

- (1) “Music J-CIS”(Music Japan-Copyright Information Service)の構成団体として、音楽権利情報データベースを充実させユーザーへのサービスを拡大するため、平成21年度発売新譜等の楽曲情報取り込みを実施した。その結果、平成21年度末時点での収録楽曲総件数は約368万件まで拡大した。

[2] レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関すること

1. 市場調査、産業統計の充実

音楽パッケージソフトの月別生産実績、並びに四半期毎の音楽配信売上実績を集計し公開した。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

全国及び地域ごとのユーザー動向把握のため、調査手法をウェブ調査に切り替えて「2009年度音楽メディアユーザー実態調査」を実施し、報告会を開催するとともに当協会ホームページ上で公開した。

[3] 録音による芸術文化の保存に関すること

1. 歴史的音源のアーカイブ事業の推進

平成23年度に予定される国立国会図書館のデジタルアーカイブ公開に向け、歴史的音盤アーカイブ推進協議会(HiRAC)を中心にSP盤等の音源デジタル化作業を進めた。国立国会図書館(NDL)との契約を10月1日に締結し、平成21年度から24年度までの4年間で納入予定の約51,000音源のうち、13,073音源を本年度末までに納品した。

2. 「文化庁芸術祭」への協力

「第64回文化庁芸術祭」のレコード部門申請窓口として51作品を参加申請し、参加が承認された29作品の中から芸術祭大賞1作品、優秀賞3作品が選出された。

3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

優秀な音楽録音作品を選定し、その録音エンジニアを顕彰する「日本プロ音楽録音賞」を、当協会が(社)日本音楽スタジオ協会、日本ミキサー協会、(社)日本オーディオ協会、演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest と共催し、12月3日に第16回授賞式を開催した。

[4] 著作権・著作隣接権等に関すること

1. 違法対策に向けた法改正

- (1) 違法配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを権利侵害とする著作権法第30条の改正法案が全会一致で可決・成立、6月19日に公布され、本年1月1日に施行された。これは、当協会が中心となり政府審議会等の場で働きかけを行ってきたものである。
- (2) プロバイダの責任強化及び発信者情報開示請求手続の簡素化について、7月に知的財産戦略推進事務局に趣旨説明を行い、検討を要請した。また11月に同事務局が行ったネット侵害対策に関する意見募集に対して、プロバイダの責任強化及び発信者情報開示請求手続の簡素化などの意見をまとめ、提出した。さらに、2月に「コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ」において、違法配信対策に関する取組みの強化を求める意見表明を行った。

2. 携帯電話向け違法音楽配信への対策強化

- (1) 違法サイトの運営者やアップローダーに対する5件の刑事事件を取扱った(昨年実績2件)。また、一部の刑事事件逮捕者に対しては民事の損害賠償請求の交渉も開始した。さらに、携帯電話向けレンタル掲示板を運営する大手8事業者に対し、自主的なパトロールなどを要請する文書を送付した結果、一部の事業者においては違法ファイルが一掃されるなどの効果が上がった。
- (2) 違法サイトに対するフィルタリングの強化について、10月から当協会が提供する違法サイト情報の更新期間を短縮するとともに件数も拡大した。
- (3) 違法ファイルの削除要請について、探索対象を携帯電話向けサイトから動画共有サイト及びストレージサービスまで拡大した結果、年間の削除要請件数は約8万件に増加した(前年度3万5千件)。携帯電話向けサイトの探索強化については、9月16日に設立した「違法音楽配信対策協議会」(次項参照)において、携帯キャリアの協力を得て検討を進めている。
- (4) 違法音楽配信を根絶するための技術的対策について、4月に総務省が設置した「違法音楽配信対策WG」において、当協会から携帯端末レベルの技術的対策の検討を提案した。その後、総務省等関係省庁の支援のもと、当協会が中心となり、携帯キャリア、端末製造事業者などの参加を得て、9月16日に「違法音楽配信対策協議会」を設立し、当協会提案を含む実効性の高い対策について検討を行なった。

(5) 違法サイトなどの情報掲載雑誌の発行者 12 社に対し、10 月 5 日、音楽・映像・アニメ・ゲームなどの 11 団体連名で情報掲載の自粛を要請する文書を送付した。その後、同 12 社から同様の雑誌の発行は確認されていない。

3. 違法ファイル交換対策

(1) Winny 等のファイル交換ソフトを利用した権利侵害の実態把握を行うとともに、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が 3 月に導入したプロバイダを通じた違法ユーザーへの警告スキームに当協会も次年度から参加するための準備を行った。

(2) 会員社がプロバイダから発信者情報開示を受けた WinMX ユーザー 3 名について、誓約書の提出と損害賠償額の支払いにより和解した。また、当協会が特定した悪質なユーザーについて警察に立件を相談した結果、11 月 30 日に全国 10 都道府県警察が行った違法 P2P ユーザー 11 名の一斉摘発により当該ユーザーも逮捕されるに至った。

4. エルマークの導入促進

(1) 平成 21 年 3 月から映画などの映像配信、ストリーミング配信のサイトを対象に加えた結果、事務局で把握する 244 事業者のうち、3 月 31 日現在、233 事業者・1,264 サイトまでエルマークの採用が広がった（対象範囲拡大後、67 事業者・256 サイトの増加）。

5. 改正著作権法第 30 条とエルマークの認知拡大に向けた啓発活動

(1) 改正著作権法第 30 条およびエルマークの認知拡大を図るため、12 月 6 日、新宿ステーションスクエアにてイベントを実施した。国際レコード産業連盟（IFPI）ケネディ会長やアーティスト 7 組の参加を得て、イベントの様子は数多くの報道で取り上げられた。

(2) 「守ろう大切な音楽を」キャンペーンの一環として、中高生を対象に「やめよう違法ダウンロード」「エルマーク」をテーマとした標語、ポスター等の応募キャンペーンを 10 月から 1 月まで実施した。

(3) 当協会のメディアへの働きかけにより、著作権法第 30 条の改正法案の成立時（6 月）と施行日（1 月 1 日）前後において、主要全国紙やテレビの報道で違法音楽ファイルのダウンロードの問題が大きく取り上げられた。また、知的財産戦略推進事務局、文化庁の政府広報テレビ番組の制作に協力し、改正著作権法第 30 条の周知の徹底を図った。

(4) 著作権法第 30 条の改正にあわせて著作権啓発のパンフレットを改定し、各種イベントや文化庁主催の著作権セミナー等で配布した。また、約 18,000 の小中高校に著作権啓発の壁新聞を掲示した。

(5) 「違法コピー撲滅キャンペーン」(STOP! ILLEGAL COPY キャンペーン) を継続的に展開し、著作権法第 30 条改正にあわせてポスター等を刷新し、全国 4,000 店の CD ショップに配布した。

(6) 中高生の体験学習の一環として会員社に依頼がある「職場訪問」について、会員社が対応困難な場合にその訪問依頼を事務局で取り次ぎ、受け入れ可能社へ斡旋する仕組みを導入し、著作権啓発機会の増加に結びつけた。これにより、年間の職場訪問生徒数の合計は 4,778 名となった。また、職場訪問における活用を主目的とした著作権啓発ビデオを製作した。

6. 法制度に対する対応

(1) 「レコード演奏権」立法化のための具体的活動の開始

法制委員会のワーキングチームで具体的な徴収体制の検討を開始するとともに、実演家の団体に対して徴収体制等を検討するための会議体の共同設置を提案し、11月より、月次開催の合同研究会が発足した。また、行政等への働きかけとして、2月に知的財産戦略推進事務局に意見書を提出した。

(2) 私的録音録画補償金問題の抜本的解決

私的録音録画補償金制度の抜本的見直しを促進するための活動を他の音楽権利者団体と共に継続した。また、11月に私的録音録画補償金管理協会(SARVH)がアナログチューナー非搭載DVDデジタル録画機器に係る補償金の納付を求め株式会社東芝を東京地裁に提訴したが、当協会はSARVHの構成団体として本件訴訟の支援を行った。

(3) 「ネット法」「日本版フェアユース規定」の検討への対応

政府審議会において、日本版フェアユース規定の創設に関する検討が開始されたが、他の音楽権利者団体と共に慎重な検討を求める意見表明を行った。

(4) レコード保護期間の延長

「知的財産推進計画2010」の策定に関する意見書を2月に知的財産戦略推進事務局に提出し、レコード保護期間延長に関する検討の促進を求めた。

[5] レコードに関する出版物の刊行等

1. 出版物の刊行

月刊機関誌「THE RECORD」を発行し、会員社、関係団体、官公庁、マスメディア、業界関係者などに配布した。また、日本のレコード産業の年間統計資料集として「日本のレコード産業2010」を和文、英文で発行した。これらは当協会ホームページ上でも公開した。

2. ホームページの運営

当協会サイトについて、検索システムの切り替えを行い、利便性の向上を図った。また、利便性とイメージの向上を図るため、トップページを全面的に刷新した(平成22年4月1日から公開)。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決めならびに徴収及び分配

1. 二次使用料収入の拡大

(1) 日本放送協会との間で平成21~22年度使用料について2年契約が成立したが、日本民間放送連盟とは平成21年度以降の地上放送に関する二次使用料の額について協議が整わず、次年度以降も協議を継続することとなった。

(2) 徴収額の合計は55億5,400万円(前年度比3.1%減)、権利者分配額は49億1,900万円(前年度比3.8%減)となった。

2. 二次使用料の適正な分配

(1) 二次使用料委員会にて、二次使用料の分配基準を、原則として「正味出荷実績シェア実績」から「放送実績」へ変更する分配ルールの見直しを行った。

(2) 放送実績に基づく分配システムの開発に着手した。また、実績分配に用いるISRCの精度向上のため会員社と必要な取組みを継続した。

3. 送信可能化権管理事業の整備

民放テレビの動画オンデマンド配信及び民放ラジオのサイマル送信等について新たに利用許諾を行うと共に、2年目となる「NHK オンデマンド」に係る権利処理の諸条件について妥結した。

[7] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収及び分配

- (1) 徴収額は 36 億 4,200 万円 (前年度比 2.8% 減)、権利者分配額は 32 億 5,000 万円 (前年度比 2.6% 減) となった。
- (2) レンタル使用料メーカー分配実施に向けた関連団体との協議について、具体的方法等の協議を継続した。

[8] 私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配

1. 私的録音補償金

私的録音補償金管理協会 (sarah) から 1 億 2,900 万円 (前年度比 36.4% 減) を受領し、1 億 300 万円 (前年度比 37.9% 減) を権利者に分配した。

2. 私的録画補償金

私的録画補償金管理協会 (SARVH) から 4,360 万円 (前年度比 1.3% 増) を受領し、3,500 万円 (前年度比 0.8% 減) を権利者に分配した。

[9] その他

1. 公益法人制度改革への対応

4 月の理事会・臨時総会にて一般社団法人への移行を決定後、11 月の理事会・臨時総会で「定款変更案」他の承認を受け、12 月 2 日に内閣府に対し移行認可申請書を提出した。その後、内閣府公益法人事務局の審査・審議・答申を経て認可を受け、平成 22 年 4 月 1 日に登記申請を行い、同日付で一般社団法人日本レコード協会となった。

2. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見の表明を行った。

3. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体並びに国際レコード産業連盟 (IFPI) 及びアメリカレコード協会 (RIAA) 等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を実施した。

4. レコード倫理審査会の開催

月次会議にて会員社から発売される全邦楽作品 10,984 点について審査を行った。

5. “ISRC” (International Standard Recording Code) の管理機関としての活動

登録者コードの新規発行件数 129 件 (前年度 133 件)、個別コードの発行曲数は 17,870 曲 (前年度 12,298 曲) であり、3 月末の累計数は登録者コード 893 件、個別コード 61,929

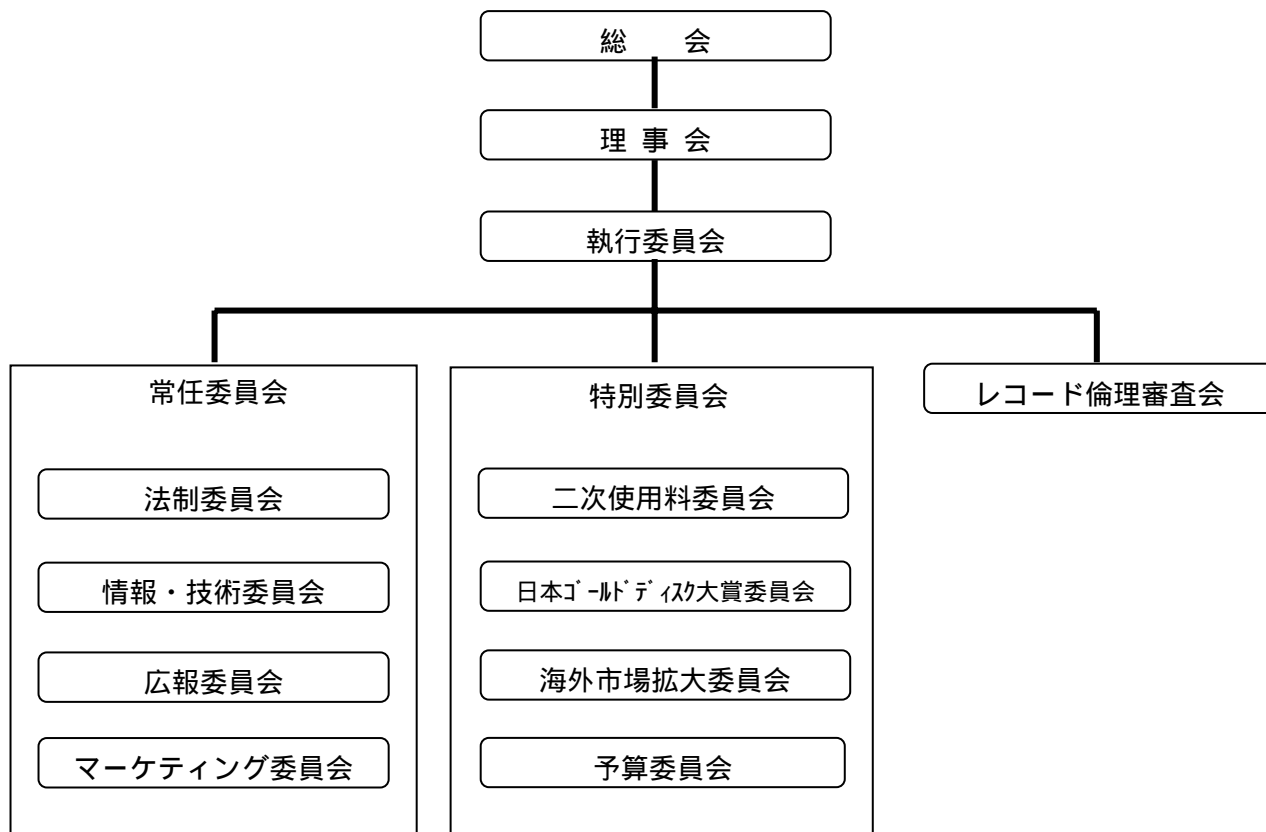
曲となった。

6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

今年度（第 47 回）は、5,500 枚の音楽 CD を 184 の福祉施設へ寄贈した。

〔運営体制〕

平成 21 年度における当協会の運営体制は次の通りである。



以上